

# 玉名市環境政策アセスメント 報告書 2022



令和 5 年 5 月

玉 名 市  
環境整備課

# 玉名市環境政策アセスメント 報告書 2022

## 目次

### 環境政策アセスメント

1. 制度の概要 .....	3
(1) 目的	
(2) 事務事業の評価	
(3) 事務事業の見直し	
2. 評価結果 .....	4

### 参考資料

1. 環境評価指標 .....	9
-----------------	---

# 1. 制度の概要

## (1) 目的

「環境政策アセスメント」は、「第2次玉名市環境基本計画」に基づき、市民参加により環境に係る事務事業を評価する制度です。玉名市環境基本計画の核である「環境評価指標」を用いて、市民の意見を市の環境に係る事務事業に反映することを目的としています。

## (2) 事務事業の評価

事務事業の評価は、「第2次玉名市環境基本計画 P47 第4編運用体系 第2章事務事業の評価」に基づいて行います。事務事業の細事業ごとに、妥当性、必要性、有効性の順に「環境評価指標」と比較し、○・△・×で評価します。

### ◆ 評価基準の解説

要素	基準の解説
妥当性	1つ以上の評価指標を実現するために、当該事務事業が妥当であるか？ 例)「事業内容が指標の趣旨に適合しているか?」「関係のない事業ではないか?」 ○：妥当である      △：どちらともいえない      ×：妥当でない
必要性	1つ以上の評価指標を実現するために、当該事務事業が必要であるか？ 例)「民間ではなく市が主体的にやるべきか?」「他の事業と重複していないか?」 ○：必要である      △：どちらともいえない      ×：必要でない
有効性	1つ以上の評価指標を実現するために、当該事務事業が有効であるか？ 例)「事業を実施することで、期待されるような効果が得られそうか?」 ○：有効である      △：どちらともいえない      ×：有効でない

令和4年度の評価は、新型コロナウイルスまん延防止対策のためアンケートにより行いました。令和5年4月12日(水)から令和5年4月21日(金)にかけて、8名の市民の方に評価していただきました。

### ◆ 評価シートの記入例

施策区分	事務事業	細事業	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点数
施策区分①	事務事業A	細事業a-1	○	○	×	-1点	-1点
		細事業a-2	△	△	△	0点	
施策区分②	事務事業B	細事業b-1	×			-1点	+2点
	事務事業C	細事業c-1	○	○	○	+3点	
施策区分③	なし						0点
総合評価							+1点

採点方法：○は1つにつき1点、△は0点、×は1つでもあると-1点を付与する。

## (3) 事務事業の見直し

事務事業の見直しは、「環境政策アセスメント」の結果を参考に行います。事務事業の所管課ごとに、事務事業の廃止・変更、継続及び新規事業の提案を判断し、必要に応じて、実施計画の作成、予算の要求を行います（「第2次玉名市環境基本計画」P48参照）。

## 2. 評価結果

総合計画（基本計画）		環境に関する事務事業（令和4年度）				環境政策アセスメント（令和4年度）									
主要施策	施策区分	環境基本計画	事務事業	細事業	内容	予算額 （千円）	整理No.	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点			
自然環境の保全	地下水の保全	①汚濁性窒素が検出しない ②除草剤の使用量△25% ③水質が現在よりも改善	地下水保全事業	地下水採取量報告業務	県地下水保全条例に基づき地下水特定採取者から年1回の採取量報告を受け付け取りまとめ、県が分析を行う。	108	No.1	○	○	○	○	3	15		
			旧浄化槽等跡地水環境整備事業	旧クリンセン ター汚水処理室運 転管理業務	旧玉名市クリンセンター最終処分場跡地汚水処理室の運転管理を委託し健全な水処理を維持する。	6,199	No.2	○	○	○	○	3			
			旧浄化槽等跡地水環境整備事業	旧浄化槽等地下水 水質検査業務	旧玉名市・瀬島町・天来町の浄化槽跡地及び周辺の地下水の水質検査を実施する。旧浄化槽には有明広域行政事務組合が管理し実施する。	1,547	No.3	○	○	○	○	3			
			河川環境の保全	①自然に近い川岸が保護される ②生活排水の適正処理率アップ ③生き物が豊富	河川環境保全啓発 事業	河川環境保全啓発 事業	旧浄化槽施設等修 繕業務	旧浄化槽汚水処理施設の修繕のほか活性炭の投入、濾材 入替を行い処理場跡地周辺の水質を管理する。	2,115	No.4	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	旧クリンセン ター事務機管理運 営業務	旧クリンセン ター事務機の管理運営を委託する。	100	No.5	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	廣油石けんの普及 事業	団体等に廣油石けんの原 料を支給する。加工品は団 体が無料で配布している。	75	No.6	○	△	△	○	1
						河川環境保全啓発 事業	EM活性液・ほか の普及事業	団体等にEM活性液・ほか の原材を支給する。加工 品は団体等が無料で配布 している。	448	No.7	○	○	△	△	1
						河川環境保全啓発 事業	河川水保護事業	河川水保護に定期的な河 川の水質検査、監視を要 する。市内に流れる多数 の河川を近隣住民が監視 することで河川環境保全 の意識を高める。	610	No.8	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	川の水生生物調査 業務	小学生を対象に川の生 き物調査を実施する。生 息している生き物の種類 により河川の水質の善し 悪しを学び、河川の浄 化意識の向上を図る。	0	No.9	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	天来石けん加工施設 維持管理事業	天来石けん加工施設の 光熱費・燃料費を負担す る。状況により備え付け の機器等の修理をする。	316	No.10	○	○	△	△	1
						河川環境保全啓発 事業	生活排水汚濁水路 浄化施設維持管理 業務	総合上区にある生活排 水汚濁水路浄化施設（渠 石充填水路）の水質浄 化機能を維持するための 施設の清掃を定期的 に行う。	25	No.11	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	河川水質検査業務	河川の水質検査を実施 し、水質の経年変化を把 握する。環境汚染が発生 した地点や発生する恐れ がある地点について定期 的に調査・監視すること で問題の早期発見を図 る。	330	No.12	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	工場排水水質検査 業務	特定工場の排水・土壌 の調査、監視を実施す る。環境汚染が発生した 地点や発生する恐れがあ る地点について定期的に 調査・監視すること で問題の早期発見を図 る。	91	No.13	○	○	○	○	3
						河川環境保全啓発 事業	菊池川流域同盟事 業	菊池川流域9市町により 河川浄化を図るための 本市を事務局とする負 担金事業。流域の運 河強化と水の大切さを アピールするイベント や樹林、水質調査を行 う。	0	No.14	○	○	○	○	3

総合計画（基本計画）		環境基本計画		環境に関する事務事業（令和4年度）			環境政策アセスメント（令和4年度）						
主要施策	施策区分	評価指標	事務事業	細事業	内容	予算額 (千円)	整理No.	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点	
環境保全への意識啓発	沿岸環境の保全	①風介類の再生 ②ごみがない ③自然に近い海岸が保護される	悪用水路整備事業	悪用水路整備事業	住居地域における衛生環境の悪化した生活用水路の改良を行う。	52,460	No. 15	○	○	○	3		
				悪用水路整備委託事業	住居地域における衛生環境の悪化した生活用水路の改良を委託で行う。	14,000	No. 16	○	○	○	3		
				排水路整備に伴う機械借上事業	排水路工事に際する浸透等の経費で工事にならないものに対し、機械借上料を支給する。	500	No. 17	○	○	○	3		
				排水路整備に伴う原材料支給事業	排水路工事に際する浸透等の経費で工事にならないものに対し、原材料を支給する。	500	No. 18	○	○	○	3		
	森林環境の保全	①森林から竹が駆除される ②広葉樹の増加 ③定期的に間伐が実施される										-	0
	環境保全への意識啓発	環境保全意識の向上	①自然環境に関心がある市民の割合が80%以上 ②ISO14001事業所の増加 ③ごみ拾い活動の実施回数増加	ふるさと五名の環境づくり事業	環境教育事業	市内の小中学校の児童を対象として、環境教育を実施する。東御環境センター、クリーンパークファイブの見学授業をサポートする。	492	No. 19	○	○	○	3	9
					自然環境の保全業務	生物多様性など自然環境を保全するための啓発活動を行う。	0	No. 20	○	○	○	3	
					環境基本計画進捗管理業務	第2次五名市環境基本計画に基づき、環境に係るすべての事務事業を市民参加により評価し、見直しや新規事業の展開を図る。	84	No. 21	○	○	○	3	
					河川清浄業務補助事業	新池川・葛川及び繁根木川の清掃作業を定期的にしている団体に対し奨励金を支給し事業の活性化を図る。	100	No. 22	○	○	○	3	
環境美化行動・クリーン作戦事業					市民や関係団体に清掃活動の参加を呼びかけ活動支援を行う。	2	No. 23	○	○	○	3		
公害防正対策事業					騒音、振動、水質汚濁等の公害苦情申し立てに対応し現場確認、調査、指導を行う。	169	No. 24	○	○	○	3		
公害の防正	公害の防正	①企業倫理の復活 ②騒音苦情発生率が現状よりも改善 ③大気・水・土壌汚染数値の減少	公害防正対策事業	公害防正対策事業	油流出事故発生時に草菅部大防止のため応急処置を行う。また必要に応じ油の回収を行い河川や水路等への流入を防ぐ。	518	No. 25	○	○	○	3		
				水質事故対策業務	油流出事故発生時に草菅部大防止のため応急処置を行う。また必要に応じ油の回収を行い河川や水路等への流入を防ぐ。	518	No. 25	○	○	○	3		
				騒音・振動に関する届出業務	騒音規制法、振動規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音・振動の規制に係る事務のうち、届出の受理業務を行う。	93	No. 26	○	○	○	3		

総合計画（基本計画）		環境基本計画		環境に関する事務事業（令和4年度）			環境政策アセスメント（令和4年度）					
主要施策	施策区分	評価指標	事務事業	細事業	内容	予算額 （千円）	整理No.	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点
循環型社会の形成	温暖化の防止	①ハイオオマス発電施設が増加 ②節電取組件数が増加 ③公共交通機関利用者の拡大	地球温暖化対策事業	野焼き行為対策業務	野焼き行為に対し定期パトロールを行い、現地指導及び禁止の啓発を行う。通報を受けた場合も同様に行う。	0	No. 27	○	○	○	3	24
				一般苦情処理業務	空き地の不適正管理による苦情等、経費な苦情情報に対し、現地確認・現場対応・通知等を行う。	0	No. 28	○	○	○	3	
				光化学スモッグ発生・解除連絡業務	光化学スモッグ注意報、警報等の情報を市民に提供する。また、情報伝達訓練を実施する。	0	No. 29	○	○	○	3	
				自動車騒音監視業務	道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音を計測し、騒音の増減状況を国へ報告する。調査対象道路は国道及び県道。	2,992	No. 30	○	○	○	3	
				策定水質土壌調査業務	突発的な事故等を要因とする水質、土壌調査を実施し、必要ならば県へ報告し改善へ向け協力する。	200	No. 31	○	○	○	3	
				新幹線遺物日除対策事業	新幹線鉄道施設に伴う日除対策を行う。	0	公害防止対策事業の公害苦情処理業務へ 統合			-		
				新幹線騒動・騒音対策事業	新幹線鉄道施設に伴う騒動・騒音対策を行う。	0	公害防止対策事業の公害苦情処理業務へ 統合			-		
				地球温暖化対策事業	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市施設のCO2排出量を調査し、2018年度から2030年度までに2013年度比で40.0%の削減を図る。	186	No. 32	○	○	○	3	
				地球温暖化対策地域協議会補助金業務	地球温暖化対策地域協議会関係団体に補助金を交付し、協議会の活動を支援する。	150	No. 33	○	○	○	3	
				廃棄物収集運搬委託業務	家庭から排出される廃棄物の収集運搬について廃棄物処理業者に対し委託を行う。（平成24年度から鶴岡・天水地区も民間委託）	154,436	No. 34	○	○	○	3	
				ごみ分別取集の推進	①資源ごみ種類ごと回収量が増加 ②分別方法の認識向上 ③ごみ減量10%	地球温暖化対策事業	プラスチック類処理委託	家庭から出されるごみの中のプラスチック類を再利用のため、新たに中間処理を委託する。	5,939	No. 35	○	
コンテナ回収用エコバッグ等作成業務	資源物の回収を行う行政区・団体等のためにコンテナ回収用エコバッグを作成し配布する。	764	No. 36				○	○	○	3		
一般廃棄物処理業務	処理区域（五名市）の事業所から排出される廃棄物について、収集運搬を行う廃棄物処理業者に対し、処理区域内の活動の許可を与える。	0	No. 37				○	○	○	3		

総合計画（基本計画）		環境基本計画		環境に関する事務事業（令和4年度）				環境政策アセスメント（令和4年度）				
主要施策	施策区分	評価指標	事務事業	細事業	内容	予算額 (千円)	整理No.	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点
	循環型社会システムの構築	①生ごみの増肥化向上 ②住民の意識向上（3Rに努める） ③再利用率は70%を超えている	有明広域行政事務組合業務共通経費負担金事業 ごみリサイクル・減量化事業	有明広域行政事務組合業務共通経費負担金事業	清掃施設（東部環境センター、クリーンパークファイブ）衛生施設（第1衛生センター）、香焼（五名斎場）等各施設の維持管理に伴う人件費等負担金。	28,646	No. 38	○	○	○	3	69
				指定ごみ袋作製委託業務	ダイオキシンを抑制し、環境にやさしい市の指定ごみ袋の作成委託する。	64,517	No. 39	○	○	○	3	
				生ごみ処理機等購入費補助事業	ごみ減量のための家庭用電気生ごみ処理機やコンポストの購入に補助を行う。	1,300	No. 40	○	○	○	3	
				ごみ収集カレンダー等作成業務	ごみ分別収集の徹底を図るため、市民が利用しやすいごみ収集カレンダー等を作成する。	4,617	No. 41	○	○	○	3	
				一般廃棄物処理計画策定事業	毎年度、一般廃棄物処理計画を策定する。	0	No. 42	○	○	○	3	
				食品ロス削減事業	事業者や市民に対し、食物を無駄にしない意識を普及啓発することで生ごみの排出量を削減する。	0	No. 43	○	○	○	3	
				ごみ分別等相談・啓発業務	ごみの分別や収集に関する電話相談・現場立会い・分別指導・啓発を行う。	257	No. 44	○	○	○	3	
				ごみ集積場所等管理業務	区からのごみ集積場所の新設・移動・廃止などの要望に対応する。	0	No. 45	○	○	○	3	
				五名市分別収集計画作成業務	豊磨と陸りサイクル法に基づき分別収集計画を5年に1度策定、また、3年に1度見直しをする。	0	No. 46	○	○	○	3	
				公営健康推進管理職員負担金業務	公営健康推進管理制度試行に伴う負担金業務。	400	No. 47	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合東部清掃職員負担金業務	東部環境センターにおける廃棄物処理職員負担金業務。	419,404	No. 48	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合1市3町清掃施設建設職員負担金業務	クリーンパークファイブ建設に伴う負担金業務。	23,645	No. 49	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合クリーンパークファイブ職員負担金業務	クリーンパークファイブにおける廃棄物処理職員負担金業務。	172,141	No. 50	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合パークファイブ職員負担金業務	有明広域行政事務組合多目的公園パークファイブ維持管理職員負担金業務。	601	No. 51	○	○	○	3	

総合計画（基本計画）		環境基本計画		環境に関する事務事業（令和4年度）		環境政策アセスメント（令和4年度）						
主要施策	施策区分	評価指標	事務事業	細事業	内容	予算額 （千円）	整理No.	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点
			し尿処理施設等管理運営事業	玉名市玉東町清掃施設建設費負担金	清掃施設建設（廃棄物処理施設建設）のための負担金事務。	72,093	No. 52	○	○	○	3	
				水の守運転管理業務	し尿及び浄化槽汚泥前処理施設である水の守の運転管理業務を委託する。旧玉名地区区分を処理。 ※H24年度から供用開始	79,425	No. 53	○	○	○	3	
				公衆便所管理業務	市内4方所にある公衆便所の管理業務を委託する。	1,243	No. 54	○	○	○	3	
				一般廃棄物処理（し尿）・浄化槽清掃業許可業務	一般廃棄物処理（し尿）・浄化槽清掃業者に対して処理区域内の活動を許可する事務。	0	No. 55	○	○	○	3	
				水の守維持修繕業務	し尿浄化槽汚泥前処理施設（水の守）の破砕ポンプ等の前処理設備を修繕し機能維持及び施設延命を図る。	11,924	No. 56	○	○	○	3	
				西前商店街公衆便所撤去事業	玉名市岩崎にある西前商店街公衆便所を土地所有者である（地割）くまもと県北病院建設の旧公立玉名中央病院跡地処分計画により撤去し、原状回復のうえ返還する。	2,200	No. 57	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合衛生費負担金業務	有明広域行政事務組合衛生費の負担金事務。（岱明・横島・天水地区のし尿及び浄化槽汚泥処理費等）	61,930	No. 58	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合衛生費施設建設費負担金業務	有明広域行政事務組合衛生費施設の建設に係る負担金事務。（岱明・横島・天水地区のし尿及び浄化槽汚泥処理施設建設費等）	30,939	No. 59	○	○	○	3	
				有明広域行政事務組合衛生費施設設置市町負担金業務	第1衛生センターの改修に係る負担金事務。（岱明・横島・天水地区のし尿及び浄化槽汚泥処理施設）	53,000	No. 60	○	○	○	3	
			一般廃棄物運正処理事業	不法投棄処理委託業務	不法投棄に対する巡回や回収を請負物処理業者に委託する。	5,086	No. 61	○	○	○	3	
				不法投棄対策事業	不法投棄に対し、投棄された地権者等に防置や指導を行い、また重点地域には看板等を設置するなど不法投棄をなくす環境づくりを行う。	621	No. 62	○	○	○	3	6

◆採点方法及び評価結果の見方  
 まず、細事業ごとに採点し、“○”は1つにつき1点、“△”は0点、“×”又は“-”は1つでもあると-1点を付与します。次に、施策区分ごとに細事業の点数を合計します。最後に、施策区分ごとの合計点数を集計し、総合評価を算出します。  
 総合評価の点数が高ければ高いほど、本市の環境に係る事務事業が「環境評価指標（本報告書P10）」に適合しており、市民の意見が事務事業に反映されていることを示しています。

**総合評価 180**

※ 2021年度から5ポイント増加



## 1. 環境評価指標（参考資料）

「環境評価指標」は、「第2次玉名市環境基本計画」の策定に伴い、市民参加ワークショップを通して選定された指標（「第2次玉名市環境基本計画」P42 参照）です。「環境政策アセスメント」を行う上での基礎となり、市民の価値観を行政の事務事業に反映させる役割を担っています。

主要施策	施策区分	評価指標 1	評価指標 2	評価指標 3
自然環境の保全	①地下水の保全 	硝酸性窒素が検出しない	除草剤の使用量 △25%	水質が現在よりも改善
	②河川環境の保全 	自然に近い川岸が保護される	生活雑排水の適正処理率アップ	生き物が豊富
	③沿岸環境の保全 	魚介類の再生	ごみがない	自然に近い海岸が保護される
	④森林環境の保全 	森林から竹が駆除される	広葉樹の増加	定期的の間伐が実施される
環境保全への意識啓発	⑤環境保全意識の向上 	自然環境に関心がある市民の割合が80%以上	ISO14001事業所の増加	ごみ拾い活動の実施回数増加
	⑥環境保全活動の支援 	環境保全活動団体数が増加	小中学校の環境保全実施件数が増加	環境保全型農業の増加
	⑦公害の防止 	企業倫理の復活	騒音苦情発生率が現状よりも改善	大気・水・土壌汚染数値の減少
	⑧温暖化の防止 	バイオマス発電施設が増加	節電取組み件数が増加	公共交通機関利用者の拡大
循環型社会の形成	⑨ごみ分別収集の推進 	資源ごみ種類ごと回収量が増加	分別方法の認識向上	ごみ減量 10%
	⑩循環型社会システムの構築 	生ごみの堆肥化向上	住民の意識向上（3Rに努める）	再利用率は70%を超えている
	⑪不法投棄の監視強化 	地域住民の監視の目が厳しくなる	住民の意識向上（ポイ捨てしない）	不法投棄の発生率が現在よりも改善

※評価指標の1～3は、優先順位（得票順）を表す。